# 小林市議会BCP計画

一 災害時行動計画 一

平成30年3月

宮崎県小林市議会

## 目 次

第1.	意義・目的・・・・・・・・・		• •	 •	•	•	•	•	2
1	災害時の議会、議員の行動指針・ . 災害時における議会の役割 . 災害時における議員の役割 . 災害時における事務局の役割			 •	•	•	•		3
第3.	災害時の市との関係・・・・・・			 •		•	•		3
第4.	想定する災害・・・・・・・・			 •			•		4
1	業務継続体制の確保及び活動の基 . 議会(本会議・委員会)開催時の対応 . 議会(本会議・委員会)閉会及び休会 . 業務継続及び災害復旧に向けた対応			 •	•	•	•		4
第6.	議会の防災訓練及び環境整備・・			 		•		•	9
第7.	計画の運用(BCPの見直しにつ	いて)		 •	•	•			9
	小林市議会BCPイメージ図・・			 •			•		1 0
	小林市議会災害時対策会議設置要	綱		 •	•		•		1 1

## 第1. 意義•目的

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や2011年3月11日に発生した東日本大震災、そして2016年4月に2度にわたる震度7の地震で大きな被害が発生した熊本地震など、これまで大規模な地震災害に見舞われた際に市民の生命、身体及び財産を守る役割を果たす地方自治体がその機能を失うという危機的な状況に陥った。

先の東日本大震災や熊本地震を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画(Business Continuity Plan 以下「BCP」という。)の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、本市においても2016年8月に「小林市業務継続計画(BCP)」が策定され、大規模な災害発生後、災害応急対応活動を行い、更に非常時においても継続性を求められる行政事務への迅速な対応が定められた。

このような中、当該震災時において専決処分が多く行われるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たせなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCP策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

これらのことから、大規模災害時などの非常時において、小林市災害対策本部と連携し、被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることにより、専決処分を可能な限り少なくし、二元代表制を早期に機能させるため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた小林市議会業務継続計画(議会BCP)を策定するものである。

## 第2. 災害時の議会、議員の行動指針

## 1. 災害時における議会の役割

議会は、大規模災害発生時においてもその機能を維持するため、小林市議会災害時対策会議設置要綱(以下「要綱」という。)に基づく、小林市議会災害時対策会議(以下「対策会議」という。)を設置し、小林市災害対策本部(以下「市本部」という。)と連携し、早急かつ円滑に災害対策活動を実施するとともに、必要に応じて有効な議決ができる会議を開催できる体制を整えなければならない。

## 2. 災害時における議員の役割

議員は、議会の機能維持のための構成員としての役割を念頭に置きながら、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、対策会議の指揮の下、情報の収集及び伝達に努めなければならない。

## 3. 災害時における事務局の役割

議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の業務に従事する。また、市本部と連携し、情報共有を図るとともに、議員への情報伝達を行う。

## 第3. 災害時の市との関係

大規模災害発生時において、実質的に災害対策を実施するのは市本部を中心とした 市の関係課であるため、対策会議は、議員が収集した地域の災害情報を的確に把握し、 集約したものを市本部へ伝達すると同時に、市本部が集約した全体的な情報を的確に 受け取り、対策会議で協議することで必要に応じてその結果を報告していくことが重 要であり、市本部と対策会議は組織的な連絡・連携体制を確立する。

## 第4. 想定する災害

災害の種別	設置の基準
1. 風水害	〇大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、又は河川の氾濫等により、甚
1. 風 小 音	大な災害が発生した場合
2. 地 震	〇震度6強以上の地震が発生した場合
3. 火山噴火	〇霧島火山による災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合
4.事 故	〇市内に大規模な火災、爆発その他甚大な事故災害が発生し、多数の人命に被
4. 争 以	害があった場合
	〇新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ、家畜伝染病等により、甚大
5. その他	な災害が発生した場合
	〇その他議長が必要と認めるとき

## 第5. 業務継続体制の確保及び活動の基準

- 1. 議会(本会議・委員会) 開催時の対応
- (1)議会の対応
  - ① 会議の休憩・散会 議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。
  - ② 対策会議の設置

議長は、災害対応の事務を統括し、必要に応じて対策会議を設置する。 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等あるときはその職務を代理する。 議長、副議長ともに事故等あるときは、要綱に従い、代理者により対策 会議を設置する。

## ③ 対策会議の活動

対策会議は、要綱で定める所掌事務に従って活動し、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。また、議員が入手した災害情報を市本部へ 提供するとともに、必要に応じて要望・提言を行う。

## (2)議員の対応

① 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

② 待機及び退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、安全な場所に待機する。 退庁する場合は2次災害に十分留意するとともに、対策会議との通信連 絡手段を確認する。

③ 対策会議への参加

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、会議に参加する。

④ 地域情報の把握・提供

地域の被災状況の情報は、必要に応じて対策会議に提供することとし、直接市本部への連絡は行わない。

なお、救急・救命に係る情報は西諸広域行政事務組合消防本部へ通報するなど、緊急性の高いものは、関係機関へ連絡する。

⑤ 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

## (3) 議会事務局の対応

① 議員、傍聴者の安全確保

議員、傍聴者及び来庁者の避難誘導を行い、その後速やかに議員及び事 務局職員の安否確認を行う。

② 被災状況の確認

市役所東館(2階・3階)の被災状況を確認する。併せて電気・水道等のライフラインや電話・インターネット端末等の通信手段の利用の可否を確認する。

③ 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事するとともに、市本部から情報を収集する。

## 2. 議会(本会議・委員会) 閉会及び休会時の対応

## (1)議会の対応

## ① 対策会議の設置

議長は、災害対応の事務を統括し、必要に応じて対策会議を設置する。 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等あるときはその職務を代理する。 議長、副議長ともに事故等あるときは、要綱に従い、代理者により対策 会議を設置する。

## ② 対策会議の活動

対策会議は、要綱で定める所掌事務に従って活動し、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。また、議員が入手した災害情報を市本部へ 提供するとともに、必要に応じて要望・提言を行う。

## (2)議員の対応

## ① 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。なお、市外にいる時に災害が発生した場合は、被災状況を勘案しながら、速やかに市内に戻り、連絡が取れる態勢を確保する。

## ② 対策会議への参加

対策会議の構成員は、対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、会議に参加する。

## ③ 地域情報の把握・提供

地域の被災状況の情報は、必要に応じて対策会議に提供することとし、 直接市本部への連絡は行わない。

なお、救急・救命に係る情報は西諸広域行政事務組合消防本部へ通報するなど、緊急性の高いものは、関係機関へ連絡する。

#### ④ 災害時の地域活動への協力・支援

地域において、地域の防災組織などが行う災害時の地域活動に協力・支援を行う。

## (3) 議会事務局の対応(勤務時間中)

① 議員、来庁者の安全確保

来庁中の議員や来庁者の避難誘導を行い、その後速やかに議員及び事務 局職員の安否確認を行う。

② 被災状況の確認

市役所東館(2階・3階)の被災状況を確認する。併せて電気・水道等のライフラインや電話・インターネット端末等の通信手段の利用の可否を確認する。

③ 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事するとともに、市本部から情報を収集する。

## (4) 議会事務局の対応 (平日夜間、土日祝日)

① 議会事務局への参集

議会事務局職員は、災害対策連絡網により情報伝達を行い、自らの安全 を確保するとともに、議会事務局へ参集する。

② 議員の安全確認

議会事務局に参集した職員は参集後速やかに議員及び事務局職員の安否 確認を行う。

③ 被災状況の確認

市役所東館(2階・3階)の被災状況を確認する。併せて電気・水道等のライフラインや電話・インターネット端末等の通信手段の利用の可否を確認する。

④ 対策会議の運営補助

対策会議の業務に従事するとともに、市本部から情報を収集する。

## 3. 業務継続及び災害復旧に向けた対応

## (1) 市本部との連携及び再開に向けた協議

市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

市本部の説明を受け、今後の議会運営について、議会運営委員会と連携し、対策会議にて協議を行う。

## (2)議会運営に向けた対応

① 本会議、委員会の再開(議会開催時)

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活 基盤の回復、整備等に必要な予算等の議案を速やかに審議する。

② 本会議、委員会の準備(議会閉会時)

次の定例会または臨時会において、迅速な復旧・復興に向け、市民の意 見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算等の 議案を速やかに審議するための準備を行う。

#### (3) 関係機関等へのはたらきかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、対策会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。

## 第6. 議会の防災訓練及び環境整備

#### 1. 防災訓練

市BCP及び議会BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員の参加する訓練等を全庁的に実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

## 2. 備蓄品の確保

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対策業務に従事することなどを考慮し、最低限72時間(3日間)分の水、食料、毛布、衛生用品等の備蓄品を計画的に備える必要がある。

#### 3. 通信環境

大規模災害等が発生した場合、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話やFAXの代替となるようにスマートフォンやタブレット端末の活用等の新たな情報伝達手段を検討し、導入する。

## 第7. 計画の運用(BCPの見直しについて)

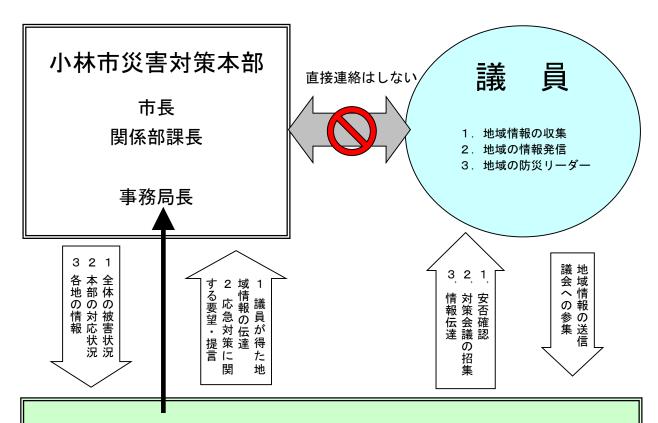
## 1. BCPの見直しについて

防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについて、 適切に反映させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合 や内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを反映させる必要があ ることから、必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

## 2. BCPの見直し体制について

本BCPの見直しは会派代表者会議において行うものとする。

## 小林市議会BCPイメージ図



## 小林市議会災害時対策会議

## 議長

(副議長・議運委員長・会派代表者)

- 1. 議員の安否状況の確認
- 2. 市役所東館2・3階の被災状況の把握
- 3. 電源及び通信手段、備蓄品の確保
- 4. 情報の収集及び伝達及び応急対策に関する 要望・提言
- 5. 業務継続及び災害復旧に向けての対応
- 6. 議会の防災訓練と環境整備
- 7. 計画の運用(見直し)について

## 議会事務局

- 1. 事務局への参集
- 2. 安否確認作業
- 3. 市対策本部との連携
- 4. 災害時対策会議の運営事務
- 5. KOBACCS 入力作業

## 小林市議会災害時対策会議設置要綱

平成30年3月5日 全員協議会確認

(目的)

第1条 この要綱は、小林市議会災害時対策会議(以下「対策会議」という。)

の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として、共通認識を持ち、災害時 に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。

## (設置)

- 第2条 議長は、次に掲げる場合に、対策会議を設置することができる。
  - (1) 大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、又は河川の氾濫等により、甚大な災害が 発生したとき。
  - (2) 市内で震度6強以上の地震が発生したとき。
  - (3) 霧島火山の噴火により災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがあるとき。
  - (4) 市内に大規模な火災、爆発その他の甚大な事故災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがあるとき。
  - (5) 新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ、家畜伝染病等により、甚大な災害が発生した場合及びその他議長が必要と認めるとき。
- 2 議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。
- 3 議長は、対策会議を設置したときは、市長に通知するものとする。

(構成)

- 第3条 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長及び会派代表者をもって組織する。
- 2 議長は、対策会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長、副議長ともに事故等あるときは、議会運営委員長、ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。

(対策会議の任務)

- 第4条 対策会議は、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 議員の安否確認を行うこと。
  - (2) 議員へ対策会議が設置されたことの報告を行うこと。
  - (3) 市対策本部から災害情報を収集し、議員へ提供し、情報共有すること。

- (4) 議員からの災害情報等を収集・整理し、市対策本部へ提供し、情報共有すること。
- (5) 災害から応急対策について協議し、必要に応じて市対策本部へ要望及び提言すること。
- (6) 各前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

#### (議員の対応)

- 第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 自身の安否及び対策会議との通信手段を確認すること。
  - (2) 対策会議から情報提供を受け行動をすること。
  - (3) 各地域において、自主防災組織などが行う災害時の地域活動の協力・支援を行い、必要に応じて対策会議へ報告すること。

#### (事務局の対応)

- 第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 自身の安否及び市役所東館(2階・3階)の被災状況を確認すること。
  - (2) 事務局長は、市対策本部の会議等において得た情報を対策会議へ提供する。
  - (3) 事務局職員は、対策会議の庶務に従事する。

#### (市対策本部への要請等)

第7条 市対策本部への要請及び提言等については、対策会議を通じて行うものとする。

#### (記録)

第8条 議長は、議会事務局職員をして、対策会議の記録を作成するものとする。ただし、記録 の作成が困難であると議長が認めるときは、これを省略することができる。

#### (対策会議の廃止)

第9条 議長は、市対策本部が廃止されたとき又は災害の応急対策が概ね完了したと判断したと きは、対策会議を廃止する。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

#### 附則

この要綱は、平成30年3月5日から施行する。